

平成30年度決算に基づく

健全化判断比率および資金不足比率審査意見書

滋賀県監査委員

滋 監 査 第 1 5 4 号

令和元年(2019年)9月11日

滋賀県知事 三日月 大 造 様

滋賀県監査委員 大 野 和三郎

滋賀県監査委員 平 岡 彰 信

滋賀県監査委員 奥 博

滋賀県監査委員 藤 本 武 司

平成30年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率および同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

## 第1 審査の対象

審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 平成30年度滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）  
ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 平成30年度滋賀県モーターボート競走事業会計、病院事業会計、工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計および流域下水道事業特別会計の各決算に基づく当該事業会計ごとの資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の方法

健全化判断比率および資金不足比率審査に当たっては、審査に付された健全化判断比率および資金不足比率は正確に算定されているか、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかなどの諸点に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した定期監査、一般会計および各特別会計に係る決算審査、公営企業決算審査ならびに例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

なお、総務部長の職務に係る事項の審査については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、藤本武司監査委員を除斥した。

## 第3 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率および資金不足比率について審査した結果、いずれも正確に算定されており、算定の基礎となる書類は適正に作成されていると認められた。

なお、留意すべき事項については、「第4 審査の意見」に記載のとおりである。

記

### 1 健全化判断比率

	30年度決算に基づく健全化判断比率	29年度決算に基づく健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%
実質公債費比率	11.6%	12.3%	25%
将来負担比率	200.4%	200.2%	400%

(注) 実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「—」にて記載

## 2 資金不足比率

	30年度決算に基づく 資金不足比率	29年度決算に基づく 資金不足比率	経営健全化基準
モーターボート競走事業会計	—	—	20%
病院事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
水道用水供給事業会計	—	—	
流域下水道事業特別会計	—	—	

(注) 資金不足が生じていないため、「—」にて記載

## 第4 審査の意見

### 1 健全化判断比率について

平成30年度の一般会計等の実質収支および連結実質収支はいずれも黒字となるとともに、実質公債費比率および将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回った。平成29年度と比較すると、実質公債費比率は0.7ポイント改善し、将来負担比率は0.2ポイント悪化した。歳入の増加が大きくは期待できない中、財政需要は更に増大することが見込まれることから、県民福祉の向上を目指し、今後の財政収支を的確に見通しつつ、目標とする将来の望ましい財政の姿を明らかにしながら、事業の選択と集中、事務の効率化の徹底を図り、一層の財政の健全化に向けて職員一人ひとりが緊張感を持って取り組むことにより、安定的で持続可能な財政基盤の確立に努め、特に以下の点に積極的に取り組まれない。

#### ア 県債の発行について

将来負担比率の算定において、将来負担額は14億3千1百万円（百万円未満切捨て。以下文中において同じ。）増加して、1兆2,948億1千7百万円となっており、その大部分を一般会計等の県債現在高1兆824億9千9百万円が占めているという状況を踏まえ、今後の県債の発行については、償還計画との整合を図りながら適切に対応されたい。

#### イ 第三セクターの経営に係る指導について

県が損失補償または短期貸付を行っている第三セクターが、それぞれの負債額を着実に償還できるよう、経営改善に向け積極的に指導されたい。

### 2 資金不足比率について

平成30年度の各事業会計の決算によれば、いずれの会計においても資金の不足額は発生しなかったものの、公営企業としての使命を果たすため、コスト意識を高め、常に経営の合理化・効率化に努められたい。